

吉野川市国民健康保険に加入されている方へ
令和2年度特定健康診査(集団健診・医療機関健診)のお知らせ

特定健康診査対象者		
生年月日	昭和20年10月1日～ 昭和21年3月31日生まれの方	昭和21年4月1日～ 昭和56年3月31日生まれの方
健診方法	(1) 集団健診 (2) 医療機関健診	(1) 集団健診 (2) 医療機関健診
特定健康診査受診券の有効期限	9月30日(水)	12月28日(月)
特定健康診査受診券	<ul style="list-style-type: none"> 受診券は、7月上旬までに個別に郵送します。 令和2年度特定健康診査実施機関一覧表は、受診券に同封します。 	

(1) 集団健診…健康推進課(本館1階)に申し込みください。

今年度から申し込み先が健康推進課に変わりました。

《申し込み期間》 各健診日の前日まで
《受付時間》 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
《注意事項》 大雨および暴風警報が発令された場合は中止します。

実施日 (受付時間 午前8時30分～ 午前10時30分)	実施場所	受診者負担額 (特定健診)
① 7月4日(土)	吉野川市役所(東館)	1,000円
② 9月1日(火)	美郷ふるさとセンター	
③ 9月29日(火)	山川公民館	
④ 10月3日(土)	吉野川市役所(東館)	
⑤ 10月23日(金)	川島公民館	
⑥ 11月2日(月)	鴨島公民館	
⑦ 11月21日(土)	吉野川市役所(東館)	

受診要件…令和2年4月1日時点で吉野川市国民健康保険に加入しており、健診日においても継続して加入している方で、通院している方も対象となります。
福祉施設・医療機関などに入所・入院している方は、対象なりません。

①～⑦の集団健診では、特定健康診査と各種がん検診・腹部超音波検査(別に費用がかかります)を合わせて受診することができます。
※各種がん検診・腹部超音波検査は、4月末に健康推進課(本館1階)から郵送される「がん検診等受診券」をご確認の上、健康推進課(☎22-2268)へ申し込み、問い合わせください。
※昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性は、特定健康診査と同時にクーポン券利用で風しん抗体検査が受けられます。
※7月4日(土)の集団健診を受診予定で、特定健康診査受診券が届いていない方は健康推進課にご連絡ください。

(2) 医療機関健診…実施機関に事前に申し込みください。

《実施期間》 7月1日(水)～有効期限内
※令和2年度特定健康診査実施医療機関一覧表をご確認ください。
一覧表は、7月上旬に受診券と併せてお送りします。

受診者負担額	1,000円
--------	--------

●問い合わせ・申し込み 市健康推進課 ☎22-2268 FAX22-2245

徳島県外における
子どもの予防接種と接種費用の助成について

本市では、次の対象者が県外の医療機関で「子どもの定期予防接種」を受ける場合、接種費用の一部助成(市が定める金額)を行っています。

助成を受けるには、健康推進課(本館1階)で手続きを行い、本市が発行する「定期予防接種実施依頼書」の交付を受ける必要があります。
※「定期予防接種実施依頼書」の交付を受けないで接種すると全額自己負担になります。

※助成対象期間については健康推進課へ問い合わせください。



対象者

本市に住民登録があり、以下の①～③いずれかに該当する方。

- ① 予防接種を受ける方と保護者が出産等のため県外に長期にわたり滞在している場合。
- ② 病気等の理由により、委託医療機関以外の医療機関に通院・入院、または入所している場合。
- ③ その他やむをえない特別な理由があると市長が認める場合。

対象となる定期予防接種

種類	対象となる者の年齢
四種混合(1期)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
二種混合	11歳以上13歳未満の者
麻しんもしくは風しんまたは麻しん風しん混合(1期)	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
麻しんもしくは風しんまたは麻しん風しん混合(2期)	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者
日本脳炎(1期)	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
日本脳炎(2期)	9歳以上13歳未満の者
BCG	生後1歳に至るまでの間にある者
Hib感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
小児の肺炎球菌感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
ヒトパピローマウイルス感染症	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者

※日本脳炎については、平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者(特例対象となる者)については、20歳未満の間とする。

※予防接種の接種方法および接種回数は、予防接種実施規則に基づき実施するものとする。

●問い合わせ 市健康推進課 ☎22-2268 FAX22-2245

地震の心得10カ条 第1条 まず我が身の安全を図る



地震の心得10カ条 第2条 すばやく火の始末。あわてず、さわがず、冷静に

